

令和6年度 伊根町国民健康保険事業計画

1. 重点目標

(1) 保険税の高収納率の維持

伊根町の国民健康保険税収納率は、平成30年度は現年度分97.64%、滞納繰越分48.22%であったが、令和4年度は現年度分98.91%、滞納繰越分59.74%となった。府内で高い水準の収納率を保ってはいるが、納付が遅れがちな被保険者の固定化も見られる。京都地方税機構との連携により滞納整理を進めることで、収納率の目標は、京都府国民健康保険運営方針で掲げる98.98%とする。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、保険税の納付が困難になった被保険者が保険税軽減制度を適正に利用できるよう周知する。

(2) 被保険者適用の適正化

国民健康保険制度の健全な運営のため、被保険者の資格適用を的確に実施し、併せて社会保険等の扶養該当者の該当指導に努める。

(3) 医療費の適正化

急速な高齢化による医療費の過度な伸びを抑制するため、被保険者の健康の保持増進に寄与するための保健事業計画に沿って保健事業を実施する。

レセプト点検の実施により適正な医療費の請求が行われているかを京都府国民健康保険団体連合会と連携して審査する。

2. 具体的計画

(1) 保険税の適正管理

① 高収納率の維持

地方税法及び伊根町町税条例等の規定を遵守し事務を遂行する。
町電算システムを活用し、他課と連携をとりながら円滑な徴収を行う。
口座振替納付を勧奨するため、納付書発送時に勧奨文書の同封を行い、また、資格取得の来庁時に案内するなど、口座振替納付を推進する。
滞納者の徴収は京都地方税機構が行う。自ら望まない形で離職した方（非自発的失業者）を対象とした保険税軽減制度を周知し、対象者が適正に利用できるよう案内します。

② 保険税賦課の基準の再検討について

平成30年の広域化以降、医療費分賦課目標額を41,000円に据え置き、不足額は基金から充当する方針で運用してきた。団塊の世代が75歳を迎

え後期高齢者医療保険への加入に伴い、被保険者数の減少幅が大きくなる見込みである。そのため基金から大幅に増額し国保特会へ充当する可能性がある。加えて府2号繰入金の交付要綱改正に向けて、小規模加算金分の廃止に関して議論が始まる予定である。また令和6年度は府全体で前年度からの1人当たり納付金が平均で12.1%増税される見込みである。令和6年度までは現状を維持するが、次年度の賦課目標額設定時には、府の標準保険税率へ段階的に近づけるよう賦課目標額を据え置く方針を見直す必要がある。なお、令和5年度から出産を控えた被保険者負担軽減の観点から、産前産後期間となる4ヶ月分の保険料を減免する。

(2) 被保険者適用の適正化

適用適正化月間は8月とし、被保険者資格の適正化に努める。

被保険者資格の適正化には、令和6年度から国からの通知により国保データベースに集約された資格情報と個人番号を本人へ通知文を送付することで行う。また国保連合会提供のシステムから確認作業を行う。文書及び電話による勧奨を実施する。マイナンバーカードの普及率が府内トップクラスであり、窓口担当と連携し健康保険証としての利用を推進し、限度額証等の発行事務の簡略化を図る。

(3) 医療費の適正化

① 保健事業計画

被保険者が健康に対する認識を深めるために、特定健康診査、特定保健指導、医療費通知事業(年2回)、人間ドック利用助成事業、インフルエンザ予防接種の自己負担金補助事業を継続実施する。コロナワクチン接種の自己負担金助成事業について、検討を行う。

柔道整復師施術療養費の適正な受診について広報で周知を行う。

総合保健事業として、医療費分析により伊根町での受診率の高い高血圧、糖尿病などに対し、病態の理解・栄養面・運動面からの予防及び進行を防ぐことを目的に事業を実施する。

② レセプト点検の実施

内容の点検は京都府国民健康保険団体連合会へ委託し実施する。

資格の点検は国保連合会提供の資格審査表及び町へ提供されている電算システムを活用し実施する。また、国保資格喪失者の証の回収を確実にを行い資格喪失後に証を使用させないよう努める。

③ 後発医薬品使用の勧奨

平成25年度から京都府国民健康保険団体連合会に後発医薬品差額通知書の作成を委託し、ジェネリック医薬品の使用を勧奨している。

より安価な医薬品の使用を勧奨することで、医療費給付費と被保険者の医療費負担の軽減を図る。

(4) 保健事業の充実

国民健康保険制度を適正に運用するため、医療費が発生しないよう未然に防ぐための保健事業の充実を図る。財政安定化を図るための施策として、安易に被保険者から徴収する保険税を増額するのではなく、保健事業の充実を図り医療費を下げることで、健全な運用を行う。

3. その他

① 制度周知の実施

広報『伊根』、伊根町ネットワーク回覧版『いねばん』及び伊根町ホームページ等を活用して国保制度の周知、医療費の適正化等についての啓発を行う。

② 京都府下保険料水準の統一に向けての協議について

令和5年度中に保険料水準の統一に向けた府全体の意向を取りまとめたロードマップの原案が完成する予定であったが、令和6年度からの府国保運営方針には、具体的な日程と方法が示されずに、「令和11年度までの計画期間中に方針を示す。」と明記された。不十分な議論のまま事務が進められることのないよう、しっかりと伊根町の意見を検討会で伝える。府2号繰入金の小規模加算金の廃止に関する議論が進むと、当町の財政運営に大きく影響を及ぼすので、加算対象となっている保険者と連携しながら事務を進める。

③ その他

日々刻々と移り変わる時代において、国民健康保険の適正運営に向けて突発的に判断をしなければならない場面がある。被保険者にとって有益であると判断するものに関しては、随時採用し必要に応じて広報及び運営協議会にて情報共有を行うこととする。